参考第２号様式

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 委　任　状　私は、下記のとおり代理人を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。年　　　月　　日委任者　住　所　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印 　 　　 法人等にあっては、主たる事務所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　の所在地、名称及び代表者の氏名記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代理人 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 電話番号 |  |
| 委任事項 | １　宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項の許可申請から完了検査証の受領までの申請手続・訂正・受領２　宅地造成及び特定盛土等規制法第12条・第16条・第17条・第18条・第19条・第21条・第（　）条の申請及び届出の申請手続・訂正・受領３　宅地造成及び特定盛土等規制法第30条・第35条・第36条・第37条・第38条・第40条・第（　）条の申請及び届出の申請手続・訂正・受領４　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の証明交付申請の申請手続・訂正・受領５　許可申請の取り下げ願６　許可申請の取り消し願７　その他　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注）１　委任事項で当該申請及び届出の該当番号を○で囲むこと。 ２　委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。　　　３　委任者は印鑑証明書添付のうえ実印朱肉で捺印（直筆の署名と共に実印を押印）すること。　　　４　委任の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています。（他の法律に別段の定めがある場合を除く。） |